

杉並区立四宮小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として以下のとおり杉並区四宮小学校いじめ防止基本方針を策定する。

『いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方』

◎いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（『いじめ防止対策推進法』より）

◎いじめ問題への基本的な考え方

いじめの発生を見逃さず、学校として組織的にかつ迅速に対応するためにいじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは、どの学校、学年、学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

1 本校におけるいじめ防止などに関する取組

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について
(別表)

2 教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

3 いじめ防止に向けた校内組織

いじめに関するアンケートを年3回実施し、実態調査を行う。実態の調査結果を基に、いじめ対策委員会において事案の検討を行い、解消に向けた具体的な計画を立てる。計画が着実に実施できるようにマネジメントを、副校长・生活指導主任が担当する。解決まで適宜、いじめ対策委員会を開き、迅速に対応する。いじめ問題への対応が年々深刻になることを受け、アンケートの回答は原則3年間保存とする。

また、いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、校長がいじめ対策委員会を招集し、事案について事実確認を行い、対応を決め実行する。

委員会メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・当該学年主任・当該担任・養護教諭・教育相 談担当教諭・スクールカウンセラーとする。

4 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

いじめはどこでも起こり得るといった危機意識を高め、迅速な対応を推し進めるために、「いじめ対応マニュアル」を活用し、アンケート実施の時期にあわせ専門的知識を有するスクールカウンセラーを講師に研修会を実施する。

毎週金曜日の「生活指導夕会」において、いじめの事案があればその都度報告し、支援委員会などで早期に対応する。

スクールカウンセラーによる「いじめ防止研修会」を教職員対象に年2回行う。